

山梨県公報

第五百六十七号

令和七年

六月二日

月 曜 日

目次

告 示

- 保安林の指定の予定(二件)……………二七一
- 指定納付受託者の指定……………二七一
- 道路の供用廃止……………二七二
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………二七二
- 令和七年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………二七二
- 開発行為に関する工事の完了について……………二七三

公 告

告 示

山梨県告示第百六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和七年六月二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 保安林の所在場所 韮崎市旭町上條北割字鎌倉四一六四
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鎌倉四一六四(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和七年六月二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 保安林の所在場所 大月市賑岡町奥山字宮沢八四〇から八四二まで、八四二の乙、八四三、八四三の乙、八四四、八四六、八七八の乙
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字宮沢八四〇・八四二の乙・八四三(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百六十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和七年六月二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 ＳＢペイメントサービス株式会社 東京都港区海岸一丁目七番一号
- 二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入 クレジットカード等を利用して納付する山梨県立考古博物館の使用料
- 三 指定納付受託者を指定した日 令和七年四月一日

四 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類

- 1 次に掲げるブランドマークが付されたクレジットカード
- (一) VISA
- (二) Mastercard
- (三) 銀聯
- 2 次に掲げる電子マネー
- (一) 交通系IC
- (二) iD
- (三) WAON
- 3 次に掲げるコード決済
- (一) PayPay
- (二) auPAY
- (三) d払い
- (四) メルペイ
- (五) 楽天ペイ
- (六) Alipay
- (七) WeChat Pay
- (八) 銀聯QR
- 五 指定納付受託者の指定の期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

山梨県告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を廃止する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和七年六月二十三日まで一般の縦覧に供する。

令和七年六月二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用廃止の 期日
県道	市川三郷身 延線	南巨摩郡身延町帯金字塩之澤二 三三四番三地先から 南巨摩郡身延町帯金字塩之澤二	六三・五	令和七年六 月二日

三五四番三地先まで

山梨県告示第百六十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和七年六月二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 指定の年月日 令和七年五月二十六日
- 二 指定道路の位置 富士吉田市旭一丁目三千二百九十九番一
- 三 指定道路の幅員 最大八・〇メートル 最小六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 七十一・二三メートル

公 告

● 令和七年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、令和七年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

令和七年六月二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、五九二・五〇ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一八三・五〇ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、〇八三・二一ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一〇七・一六ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、七五二・六九ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一五五・七八ヘクタール

鰍沢地区干害防備保安林
鰍沢地区保健保安林
葦崎地区水源かん養保安林
葦崎地区土砂流出防備保安林
多摩川上流水源かん養保安林
多摩川上流土砂流出防備保安林
相模川中流水源かん養保安林
相模川中流土砂流出防備保安林
相模川上流水源かん養保安林
相模川上流土砂流出防備保安林

八・九〇ヘクタール
一一・五六ヘクタール
一、〇八八・四一ヘクタール
四九〇・六四ヘクタール
七二二・二〇ヘクタール
一八・七二ヘクタール
一、一二三・五六ヘクタール
一五四・二八ヘクタール
一二五・〇四ヘクタール
一六一・二五ヘクタール

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和七年六月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市上暮地一丁目三千四十一番五
の 一 部、三千四十一番九の 一 部、三千四十一番十五の 一 部、三千四十一番十六の 一
部、三千二百五番一の 一 部、三千二百六番一の 一 部、三千二百七番一の 一 部、三千二
百八番一の 一 部、三千二百九番一の 一 部、三千二百十番一の 一 部及び三千二百十一番
一の 一 部の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県甲府市丸の内 1-6-1 山梨県知事
長崎 幸太郎

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番